

令和5年8月10日

「こどもの未来応援基金」令和6年度未来応援ネットワーク事業  
よくあるご質問

<全般>

Q1. 交付金額の規模はどのくらいですか。

A1. 今回の募集による支援金の総額については、応募の状況等を踏まえ、基金事業審査委員会の審議を経て決定されます。

Q2. これまでの未来応援ネットワーク事業及び新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業の採択状況を教えてください。

A2. 下記になります。

平成28・29年度（第1回）：応募535件、支援決定86団体 約3億1,500万円

平成30年度（第2回）：応募352件、支援決定79団体 約2億6,600万円

令和元年度（第3回）：応募358件、支援決定71団体 約2億800万円

令和2年度（第4回）：応募352件、支援決定97団体 約1億2,900万円(※)

※当該金額のほか、新型コロナウイルス感染対策のため、支援決定97団体のうち10団体に対し、約300万円を追加交付

令和2年度（コロナ緊急支援）：応募151件、支援決定20団体 約5,300万円

令和3年度（第5回）：応募327件、支援決定96団体 約1億4,600万円

令和4年度（第6回）：応募515件、支援決定133団体 約2億200万円

令和5年度：応募496件、支援決定146団体 約2億3,200万円

Q3. 事業Aと事業B（小規模支援枠）が設けられている理由を教えてください。

A3. 単年度の事業費が少額の団体に対する支援の強化を求める声が寄せられていることを踏まえ、小規模での活動を行う団体に対してより一層の支援をするため、令和2年度事業より事業Bを設けました。なお、事業A及び事業Bの同時応募はできません。

Q4. 事業Aの支援金の下限額は決まっていますか。

A4. 下限額は特に決めていませんが、別途事業Bを設けておりますので、事業A及び事業Bの趣旨や要件を確認のうえ、実施される事業内容を踏まえて、どちらに応募されるか、各団体において合理的にご判断ください。

Q5. 事業Bの要件に「過去に未来応援ネットワーク事業の支援を受けたことがなく（令和2年度（第4回未来応援ネットワーク事業）以降の事業Bによる支援を除く）」とありますが、事業Bの支援は1度しか受けられないのですか。

A5. 支援の上限回数は、事業Aと事業Bをあわせて3回となっています。団体設立又は事業開始からの期間要件を満たしていれば、3回すべてをB事業とすることもできます。なお、令和2年度（第4回）～令和5年度の事業Bのみ支援を受けている場合、支援を受けた回数が2回以内であれば、令和6年度の事業A、事業Bのいずれかに応募できます。

また、次に該当する事業の支援を1度でも受けている場合は、事業Bには応募できません。

平成28・29年度（第1回）～令和元年度（第3回）の支援事業

令和2年度（第4回）～令和5年度の事業 A  
令和2年度のコロナ緊急支援事業

＜対象となる団体＞

- Q6. 応募時点で法人設立を申請中の場合、どのように記入すればよいですか。  
A6. 応募時点の団体種別を記入してください。応募時点で法人格がない場合は任意団体として記入し、法人化の計画（設立認可中を含む）がある場合はその旨を要望書「1-6. 営利を目的としない法人化に向けた計画（任意団体のみ回答）」に記載してください。
- Q7. 株式会社等がCSR活動等の一環として実施する、営利を目的としない事業は対象となりますか。  
A7. 事業主体である団体が、営利を目的としている株式会社等の場合は対象となりません。
- Q8. 複数の団体や法人などで作られた実行委員会やコンソーシアムの中に一般企業の方が含まれていても対象となりますか。  
A8. 一部に一般企業が含まれていても、実行委員会やコンソーシアムは任意団体となるため、営利を目的としていない団体であれば対象となります。
- Q9. 個人が非営利団体を設立した場合は対象となりますか。  
A9. 対象となります。ただし、複数人で組織され、かつ、理事（団体の代表者を含む）を2名以上置いていること（理事が1人の場合は、理事に事故があるとき又は理事が欠けたときにその職務を代行する者を定めておくこと）が必要です。
- Q10. 海外にのみ拠点事務所がある団体は対象となりますか。  
A10. 対象となりません。なお、国内に拠点事務所がある場合でも、専決権を有しない団体等は対象外となります。

＜対象となる事業＞

- Q11. 応募事業はこどもを対象とした事業のみが対象ですか。  
A11. こどもを主たる対象とした事業であれば、対象者が保護者等に広がった事業でも対象となります。
- Q12. 海外に在住する者を支援する事業は対象となりますか。  
A12. 対象となりません。日本国内に在住するこどもの貧困問題に取り組む事業のみが対象となります。
- Q13. 調査研究事業は対象となりますか。  
A13. 対象となります。
- Q14. 参加者から利用料を取る事業は対象となりますか。  
A14. 対象となります。なお、支援金額は、総事業費から利用料等支援事業にかかる収入を差し引いた額の範囲内となります。
- Q15. 貧困の連鎖を予防するような啓発事業は対象となりますか。  
A15. 対象となります。

Q16. 対象者や利用者に制限を設けている事業は対象となりますか。

A16. 本基金の目的に沿って制限を設けている事業も支援の対象になります。

Q17. 募集要領「3. 対象となる事業」の※2に、国が定める制度に基づき実施している事業は支援金の交付対象とならない旨がありますが、具体的にはどのような事業が対象とならないのですか。

A17. 国が定める事業として、国又は地方公共団体から指定や許認可を受けて行うものが該当します。例えば、介護保険の対象となるサービスや、自立支援給付費の対象となるサービス、措置費による事業などです。

Q18. 自治体からの委託事業や補助金等を別に受けている事業を組み合わせる事業は、支援の対象になりますか。

A18. 補助金や助成金については、明確に対象費目の区分ができれば、原則として本支援金と他の助成金等を組み合わせる同一事業を行うことは可能です。ただし、費目の区分が可能な事業であっても、委託事業や主たる費目について他の助成金等を受ける場合には、支援金の交付の対象としません。

Q19. 団体が以前から行っていた事業は対象となりますか。

A19. 対象となります。ただし、事業 A の場合、令和5年度以前から実施する既存の事業については、拡大や改善を含む事業が対象となります。事業 B は、開始から2年以内の事業に限ります。

Q20. イベントを開催するために長期間の準備を要する事業は対象となりますか。

A20. 応募自体は可能です。イベントの内容等にもよりますが、あくまでもこどもの貧困対策として然るべき達成目標が明確であり、当該イベントによってその目標が達成されるか等の観点から審査の上で判断をさせていただきます。ただし、準備から開始までの期間で事業年度をまたぐものは対象としません。

Q21. ある活動を行うための準備期間という内容で応募できますか。

A21. 準備のみの事業は応募できません。

Q22. 事業 B（30万円）での応募を検討していますが、自己資金も投入し、6か月以上継続して事業を実施する場合、事業の立ち上げに必要な備品購入費と最初の1か月分の消耗品費の計30万円を支援金の対象事業とすることは可能ですか。

A22. 支援金を1か月分の経費に全額充当する場合であっても、6か月以上事業を継続する場合は対象事業として認められます。なお、事業の実施期間が6か月未満の場合は、事業に必要な経費であっても全額対象外となりますので、ご注意ください。  
なお、事業の完了報告にあたっては、6か月以上継続して事業を実施したことを確認させていただきます。

### <経費の算定>

Q23. 賃金の対象となる者の基準は何かありますか。

A23. 支援対象事業の実施団体が直接雇用する者であり、かつ、支援対象事業に従事する者であることが基準です。支援対象事業に専従する職員のほか、他の事業と兼務する職員も、支援対象事業に従事した時間分の賃金は対象とすることができます。ただし、団体の代表・副代表・監事は原則対象となりません。

なお、人的基準ではありませんが、労働基準法等の法令を遵守し、業務日誌や賃金台帳等などの根拠書類など、支援対象事業に従事したことを証明できる証拠を用意することも、対象とする基準となります。

Q24. 賃金については、金額の基準はありますか。

A24. 最低賃金以上の時給とする等の法令遵守を除き、賃金単価金額の絶対基準はありません。業務内容や地域性等を考慮して妥当性を判断します。また、賃金の全体の妥当性は、賃金の総額、支給対象者との関係、個々の職員への支払額を、団体の実績や財務状況、応募事業の内容等を踏まえて、総合的に判断させていただきます。

Q25. 備品・家賃・賃金等を他の事業と共用とするために購入等をした場合、計上は可能ですか。

A25. 使用時間や面積による按分など、根拠をもって応募事業と他の事業との金額を明確に切り分けることができれば、費用計上することは可能です。

Q26. 支援金額調書の経費区分に該当がない費目の場合、どのように記載すべきですか。

A26. 基本的には、最も内容が近い費目に記載し、あてはまらない場合は、「上記以外の対象経費」に計上し、「内訳」欄に応募する団体の会計上の費目名を記載してください。

Q27. 応募時と実際に事業を行う時点とで資金計画が変更となるのは問題ないですか。また、活動中にニーズ等の変化があり、事業内容が変更となる場合、予算の修正は可能ですか。

A27. 要望書に記載された事業内容、または要望時に確認した積算に変更がある場合、必ず事前に福祉医療機構の担当者に連絡・相談をしてください。変更内容に合理性が認められる場合には、変更を認めます。ただし、決定額の増額は認められません。

Q28. 資金計画の計上の際の注意点があれば教えてください。

A28. 注意点について、2点回答いたします。

①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画を立案してください。

②支援期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、事業継続に向けた内容を計画に含めることも検討してください。特に、人件費、家賃等の計上が大きく、かつ事業終了後も経常的に発生する場合は、要望書の「2-13（事業A）、2-10（事業B）継続に関する計画」欄において、それらの経費を賄うために支援期間中からどのようなことに取り組むのか、検討し記載する等、留意することが必要です。

#### <選定方法及びその結果>

Q29. 審査は、書面審査のみですか。

A29. 書面審査としていますが、必要に応じて個別に電話等にて照会をさせていただきます。応募後、連絡がとれる状況にしてください。

Q30. 審査結果の理由は教えてもらえますか。

A30. 個別の審査結果の理由については開示していません。

<その他>

Q31. 郵送で応募することは可能ですか。

A31. 郵送での応募は受け付けていません。福祉医療機構のホームページに掲載されている応募フォームへの登録により応募してください。ご不明な点がございましたら、恐れ入りますが福祉医療機構の担当者までお問い合わせください。

Q32. 決算時期が対象事業年度と異なるのですが、何か問題はありますか。

A32. 問題ありません。